

## 令和6年 第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年12月5日(木) 午後2:00~2:50

2. 場所 : 山村開発センター 1階中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 横

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第24号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第25号

新郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

## (令和6年第11回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村 村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1番 谷地村久人職務代理にお願いします。
	(新郷村 村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより 令和6年第12回新郷村農業委員会総会を開会いたします。日程第1 議事録署名委員の指名について を議題とします。議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には2番佐藤 哲委員並びに6番荻沢功委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3議案第24号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号第9号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開き下さい。 日程第3 議案第24号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。 今回の案件は、売買3件、使用貸借1件となっております。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです。 3ページをお開きください。 受付番号第9号についてご説明いたします。 この案件は以前第5回議案第12号で協議され、隣接する農地所有者と確認終了後、許可するとされておりました。協議の結果農地法3条1項の調査書のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 それぞれ議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上で受付番号第9号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第9号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第9号は原案のとおり決定しました。
議長	次に 受付番号第19号について審議に付します。なお、当事案は、1番谷地村職務代理が利害関係人でありますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当事案の審査開始から終了まで退室をお願いします。(谷地村職務代理退室) 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>7ページをお開きください。 受付番号第19号についてご説明いたします。</p> <p>申請者は村外に在住しており、農地の管理が困難のため、農地を手放したいと考えておりました。空家バンクを通して宅地を売買するにあたり、隣接している農地も一緒にどうかと譲受人へ、話したところ、両者の意見が一致したので、今回、申請されたものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第19号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第19号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第19号は原案のとおり決定しました。</p> <p>谷地村職務代理の入室を求めます。(谷地村職務代理入室)</p> <p>次に 受付番号第20号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めるます。</p>
事務局	<p>12ページをお開きください。 受付番号第20号についてご説明いたします。</p> <p>申請者は村外在住のため 以前から、農地を手放したいと考えておりました。今回、以前から相対契約をして耕作している譲受人へ、話したところ、両者の意見が一致したので、今回、申請されたものです。 周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第20号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第20号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第20号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に 受付番号第21号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求</p>

	めます。
事務局	<p>16ページをお開きください。受付番号第21号についてご説明いたします。</p> <p>使用貸借の申請となります。借り受け人は以前から相対契約で耕作しておりました。</p> <p>今回、両者の意見が一致したので、申請されたものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第21号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第21号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第21号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に 日程第4 議案第25号 新郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を議題とします。整理番号6-1について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>20ページをお開きください。議案第25号、新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたします。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2、第2項の規定による農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>22ページをお開きください。受付番号6-1についてご説明いたします。</p> <p>変更内容は農用地区域からの除外、畑から山林にしたいということで申請されました。</p> <p>中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため許可可能な農地となります。新郷村農業振興地域整備計画の変更申出書、農用地区域の地図、申請地周辺の地図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号6-1の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>整理番号6-1を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、整理番号 6-1 は原案のとおり決定しました。  以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和 6 年第 12 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
----	--

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 12 月 5 日

議長 日向將行

署名者 佐藤 哲

署名者 荻沢 功